

## 広島県公安委員会告示第88号

指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により，指定車両移動保管機関である財団法人広島県交通安全協会から次のとおり住所の変更について届出があったので，同条第3項の規定により公示する。

平成19年10月18日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

### 1 変更の内容

新住所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

旧住所 広島市中区八丁堀4番24号

### 2 変更年月日

平成19年9月25日